

令和 8 年 3 月改訂「ごみと資源物分別マニュアル」 広告募集要項

令和 8 年 3 月に予定している「ごみと資源物分別マニュアル」の改訂に当たり、次のとおり広告を掲載する事業者を募集します。

【分別マニュアルについて】

1 名称

資源とごみの分別マニュアル（分け方・出し方）

2 内容

坂戸市における正しいごみの分け方や出し方を分かりやすく説明し、市民に理解していただくために作成しています。

3 大きさ

A 4 判（縦 2 9 7 mm×横 2 1 0 mm）

4 印刷の色

4 色刷りカラー印刷

5 発行予定

令和 8 年 3 月

6 配布期間

令和 8 年 3 月～令和 1 1 年 3 月（予定）

7 配布方法

- (1) 市内各世帯（約 4 0, 0 0 0 世帯）へ配布（令和 8 年 3 月）
- (2) 転入者等に対する、市民課、廃棄物対策課等での直接配布（令和 8 年 3 月以降）

【広告の規格等】

1 掲載場所

途中ページ及び裏表紙の裏面

2 規格（規格のイメージは別紙のとおりです。）

- (1) 縦 6 0 mm×横 1 7 0 mm
- (2) 縦 2 4 0 mm×横 1 7 0 mm

3 掲載料

- (1) 4 0, 0 0 0 円
- (2) 1 2 0, 0 0 0 円

4 募集枠数

- (1) 4 枠程度
- (2) 1 枠程度

- ※1 募集枠数は、分別マニュアルのページ数により増減する場合があります。
- ※2 申込みできる枠数は、1社につき1枠とさせていただきます。
支店ごとの申込みや、(1)及び(2)両方の申込みは、できません。
- ※3 募集枠を超える応募があった場合、抽選を行います。

5 その他

- (1) 広告欄外に、「広告内容に関することは、広告主に直接お問合せください。広告主及び広告内容と坂戸市の業務とは、直接の関係はございません。」の文章が入りますので、御了承ください。
- (2) 広告は、冊子として印刷・配布を行う分別マニュアルに掲載されます。
坂戸市ホームページ等に掲載する、分別マニュアルのデータ版には掲載されませんので、御了承ください。

【申込み】

1 申込み資格

- 「坂戸市公共施設等有料広告取扱要綱」に定めるとおりとします。
ただし、次に掲げる事業者等の広告は、掲載しません。
- (1) 法令等に基づく必要な業の許可等を受けることなく行う者
(例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を取得せず、違法に廃棄物の収集・運搬等を行う者）
 - (2) 坂戸市暴力団排除条例（平成24年坂戸市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
 - (3) 申込み期間又は抽選時において、坂戸市の指名停止措置を受けている者

2 申込み方法

- 広告掲載申込書に必要事項を記載の上、必要書類を添付して下記の申込先に持参、郵送又はメールにより提出してください。
メールにより提出する場合は、件名の文頭に【広告掲載】と記載してください。

3 必要書類

掲載広告の案

- ※ 申込み後、必要に応じて会社概要など事業内容が分かる書類等、追加資料の提出を求める場合があります。

4 申込み期間

令和7年10月1日（水）～令和7年10月31日（金）

- ※1 窓口での受付は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。
- ※2 郵送での受付は、令和7年10月31日（金）必着とします。
- ※3 メールでの受付は、令和7年10月31日（金）の午後5時15分までに届いたものとします。

5 決定方法

掲載広告の案をもとに、「坂戸市公共施設等有料広告取扱要綱」及び「坂戸市公共施設等有料広告取扱要領」に基づいて審査を行います。応募枠数を超える応募があった場合には、市民から問い合わせの多い、次のいずれかに該当する業者を優先します。

ア 宅内から外まで粗大ごみ等の運び出し作業が可能な業者（作業後に清掃施設まで運搬をする場合には、一般廃棄物収集運搬許可が必要です。）

イ 市内にリサイクルショップ等の不用品の買取り、販売を行っている店舗がある業者（古物商許可が必要です。）

ウ 市で処理できない適正処理困難物の受入れが可能な業者（石、土等）

※ア～ウの業者が応募枠数を越えた場合は、ア～ウの業者のみで抽選を行います。

※ア～ウの業者で決定後、残りの枠がある場合は、全ての業者で抽選を行います。

※抽選方法は、申込みのあった事業者の受付順でリストを作成し、エクセルのランダム関数を使って並び替えを行い、並び替えたリストの上位の事業者を掲載することとします。

広告への掲載の可否を決定する通知は、令和7年11月下旬を予定しています。

6 広告掲載料

広告掲載の決定通知に納入通知書を同封いたしますので、指定期日までに納付してください。納付されなかった場合は、広告への掲載はできません。

7 その他

広告掲載決定後に、PDF、AI、JPEG等の形式により、実寸サイズの広告原稿を作成し、CD-R、メール等でデータを提出していただきます。

【問合せ・申込み先】

（担当課）坂戸市役所 廃棄物対策課

（所在地）〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

（電 話）049-283-1331（内線394）

（e-mail）sakado47@city.sakado.lg.jp

規格（１）縦 60 mm × 横 170 mm

規格（２）縦 240mm×横 170mm